

○日 時 令和3年6月11日 午前9時25分～午後0時12分

○場 所 議 場

○出席委員

12番	東	君子	委員長	3番	上	迫	正	幸	副委員長				
2番	眞	茅	弘	美	委	員	4番	沖	園	強	委	員	
5番	禰	占	通	男	委	員	6番	城	森	史	明	委	員
7番	吉	松	幸	夫	委	員	8番	豊	留	榮	子	委	員
9番	立	石	幸	徳	委	員	10番	下	竹	芳	郎	委	員
11番	中	原	重	信	委	員	13番	清	水	和	弘	委	員
14番	吉	嶺	周	作	委	員	議長	永	野	慶	一	郎	

【議 題】

議案第32号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

議案第33号 令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

【審査結果】

議案第32号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

議案第33号 原案のとおり可決すべきもの（全会一致）

午前9時25分 開会

○議長（永野慶一郎） ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

[委員長に東君子議員、副委員長に上迫正幸委員を選出]

### △議案第32号 令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○委員長（東君子） 本委員会に付託された案件は、補正予算2件であります。

まず、議案第32号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○財政課長（佐藤祐司） 議案第32号令和3年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億3,350万円を追加し、予算総額を154億5,410万円にしようとするもので、当初予算額より2.3%の伸びとなります。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか2事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、サテライトオフィス等開設支援事業補助、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、防災・安全交付金を活用した道路改良事業等、県の地域振興推進事業を活用したアートミュージアム拠点（南浜館）整備事業とスポーツ交流拠点整備事業などをお願いしております。

このうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、国の令和2年度補正予算で措置され、令和3年度に繰り越されている地方創生臨時交付金について、来月には実施計画を国に提出する予定となっておりますが、その計画に掲載されている事業について、当初予算に提案しました事業に加えて、追加分を今回予算化したものです。

対象事業は、当初予算分が13事業、今回新たに提案しました事業が19事業で、合計で32事業です。また、今回、当初予算に提案した4事業の増額補正を行っています。

なお、今回の補正財源につきましては、国庫支出金2億4,915万7,000円、市債4,210万円、繰越金3,251万1,000円、県支出金1,202万9,000円、諸収入770万3,000円の増と繰入金1,000万円の減で措置いたしました。

以上、御説明いたしました。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○委員長（東君子） ただいま説明がありましたが、委員の質疑に際しましては、ページや事業名をお示しの上、簡明な質疑をされるようお願いいたします。

また、質疑の趣旨等、分かりづらいものについては、確認のための反問を許可いたします。

それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 私はこの説明資料のですね、3番目のサテライトオフィス等開設支援事業補助について質疑したいと思います。

このサテライトオフィス等開設支援事業については、都市型とか郊外型、地方型の3種類があると思うんですけど、本市はこのテレワークを活用した移住・定住の取組に絞ったというその理由についてお願いします。

○企画調整課参事（田代勝義） コロナ禍の中でテレワークの導入が進み、都市圏での感染リスクにより地方への移住・定住という意識の変化が見られるようになったことを踏まえて、地方でのサテライトオフィスの利用によって企業の進出や移住、滞在など、都会から地方への人の流れを創出しようということで、今回この事業を行おうとする民間の企業がありましたことから、この事業に取り組んだものです。

○13番（清水和弘） この支援事業をすることによるですよ、効果、このような効果についてはどのようなことを考えていますか。

○企画調整課参事（田代勝義） この事業につきましても、K P Iを設定することになっておりますので、そのK P Iに基づいて地方への人の流れをつくろうとしています。

K P Iの設定につきましては、サテライト企業の誘致、施設の利用者数、移住者数を設定しまして、事業達成に向けて行うと考えております。

○13番（清水和弘） 結局この支援事業によるですよ、民間企業の移住・定住とかあると思うんですけど、これらについては何か予想はされてないわけですね。

○企画調整課参事（田代勝義） K P Iの目標の設定について、若干説明いたします。

K P Iの設定につきましては、事業を実施した翌年度から3年後の2024年度末を目標としまして、企業数につきましては2社、施設利用者については1,000人、移住者数については2人ということで、これらに向けて取り組んでいこうと考えているところです。

○9番（立石幸徳） 私は初日本会議でもちょっとこの件で触れたんですけど、もうちょっとですね、初日にも言いましたように、極めて今後大事な事業になっていくと思いますので、この関係で、今、企画調整課参事のほうでK P Iも出されたんですが、最初あったその内閣府が初めてこのテレワーク関係の交付金をつくってきて、全国では180ぐらいですけど、県内では3自治体が交付金の対象になっているわけなんですけど、市のレベルでは枕崎市だけなんですよね。あと南種子町、伊仙町でしたけど。

それで、まずですね、今参事が言われたK P Iも標準タイプと高水準タイプで違ってきているんですね。高水準タイプのほうは、実に補助率が4分の3と。

枕崎市なんかの標準タイプが、補助率は2分の1、通常の国庫補助率と同様なんですけど、まず高水準と標準で、なぜその高水準のところにならなかったかっていうか、K P Iも両タイプで違っているみたいですので、そこのところではどういうふうに我々は受け止めればいいんですかね。

○企画調整課参事（田代勝義） K P Iを設定するに当たっては、民間企業との協議を行いましたので、その中で、先ほど申し上げました企業数とか利用者数、移住者数の設定をするわけですが、実現可能な目標に向けた設定をした場合の数値を協議した結果、高水準タイプよりも標準タイプのほうの区分になったということです。

○9番（立石幸徳） 当然、高い補助率で今度の交付金をもらうところはハードルがK P Iも高くなっていますよね。それはもう本市には関係ないので。

ただ、私の調査では枕崎市と同様のっていいでしょうか、カツオの遠洋漁業のまちである静岡県焼津市なんかがですね、この高水準タイプになっているんですよ。私どもも焼津のほうが高水準を受けているのに、枕崎が何で標準かという気持ちになったもんですから今のことをお聞きしました。

それから、初日にも金額の、いわゆる交付金そのものが枕崎は予算に出ているように123万だけ。あと、私もこれ問い合わせたら、南種子町、伊仙町あたりは2,000万、3,000万ぐらいですよ。

その理由を聞いたら、初日本会議では、参事のほうで枕崎のこの今、支援事業をしているところの建物がもう出来上がっているんで、交付金が少ないようになったんだったという説明でしたけど、まずその建物っていうのは確認しておきますが、どこに建っているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 市役所前の交差点の、元衣料品店があった所の土地になります。

○9番（立石幸徳） 最近新しく建った前の衣料品店跡の建物と、こういうふうになっているわけですよね。

さっきのK P Iでですね、その2番目のところ、施設の利用者数を1,000名で目標設定をして

いる。3年後の目標ですからね。1年で大体350人ぐらい。その利用者数の設定ちゅうのは、それだけの方が、これは延べになるんですか、どういうふうになるんですかね、その1年で350人の利用者というのとは。

○企画調整課参事（田代勝義） 延べ人数で3年間の合計人数となります。

○9番（立石幸徳） この関係で最後にですね、移住・定住をやっぱり目指す、国自体が交付金を設定したのに、このコロナの中で、日本全国でやっぱり東京一極集中が全国的な意味でのリスクになるちゅうことで、東京からとにかくどンドン地方に人を移住させるというのが大きな目標だと思うんですね。

この3年で移住者数を2人っていうのはちょっと私は少ないというより情けないような気がするんですけどね。もうちょっと移住者を、少なくとも1年に2人ぐらいならいいけど、3か年で2人というのはこの移住者数のKPI設定ちゅうのはどういう考えから来ているんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 移住者数の設定につきましては、先ほど言いました高水準タイプと標準タイプとあるんですけども、高水準タイプの移住者数の設定の仕方というのが、施設の所在する自治体の人口の0.01%以上となっておりまして、本市の場合は、そのときの人口に0.01を掛けますと2.05人で2人以上となり、高水準タイプのほうで2人以上ということでしたので、今回、標準タイプのほうになるんですけども、そことの兼ね合いで2人に設定いたしました。

2人の設定としましたが2人で終わりというわけではなく、それ以上の移住者が来るような取組をしていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 企画調整課参事のほうで最後に言われたようにですね、KPIの数値そのものがいろいろ出されていたとしても、これは当然、3年後には事務局が審査をするようになっていくみたいですので、その目標設定に頑張っていたいただきたいんですけど、とにかくこういったいろんな今、日本の人口の在り方が変わる中に、本市もですね、やっぱりその流れにぜひ乗って、人口を増やしていく、そういうことで頑張っていたきたいと、これは最後をお願いをしておきます。

○5番（禰占通男） 今、移住ということで2名ぐらいということ、そうするとこの移住も重要ですけど、移住といたら就職して、ある程度社会を経験した方が移住してくると思うんですけど、そうした場合、本市にその年代の方がいて、転出する、そういった数とか統計ちゅうのは取っているんですか。

結局、2人移住してくるけど、転出が3人だったら何もならないんですよ。だからそれ以上に、やはりそういう対策を考えないといけないと思うんですけど、何かそういうデータとか統計とか取ってあるんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 第2期の地方創生総合戦略を策定する際にも、人口ビジョンで将来的な本市の人口の在り方など推定いたしまして、その際にも、本市の現状の人口の姿というところも把握いたしまして、お示ししているところでございます。

今、委員がお尋ねの社会増減についても、住民基本台帳ベースなどで毎月把握はしているところでございますが、すみません、今手元にそういう具体的な数字がないので、今の現状はこうですというところはなかなかお答えできないところなんですけど、やはりその転出者が転入者に比べて多いというところは、人口減少の要因の一つになっているかと思えます。

そこについてはやはり、例えばその特に若者が枕崎にとどまっていただけのような、私どもの担当の業務でいえば、若者定住育成協議会の事業などを通じまして、高校を卒業する若者の皆様にできるだけ枕崎の企業の魅力というところを分かっていたくというような取組であるとかといったことを実施していきたいと考えております。

○5番（禰占通男） 今、企画調整課長もおっしゃられましたけど、やはり、今こういう新しい

事業が民間でスタートするとしていますが、実際、そうした場合、やはり本市としても、今課長が言われましたように枕崎にいてある仕事に就いて、自分の望むものと違っていると、収入、職種でそうなると思うんですけど、やはりそれを対応する対策も併せて取り組んでいかないと、3月議会で私も質問したとき市長も答えましたが、2万人を割ったと。だから、それはもう結局歯止めがかからないじゃないですか。

やはり、こういう新しい事業がスタートしたら、やはり何らかの手だて、工夫が私は必要だと思うんですね。

○13番（清水和弘） 今、若者の人たち、この定住について、今話合いを持っているという企画調整課長の答弁でしたけど、これは毎年何回ぐらい、そしてまたその効果は、いつから始めて今その効果はどのぐらいになっとるんでしょうか。

○企画調整課長（堂原耕一） 先ほど私が申し上げましたのは、若者定住育成協議会のほうで行っている市内の2高校、また本市周辺の高校まで含めて、学年でいうと第2学年の来年卒業を控えている生徒の方々を対象といたしましてですね、本市内にある企業、本市周辺にある企業も含めて、この地元にとどまっていたかということを中心に置きまして、その企業とその高校の生徒たちを結びつけて企業訪問をしていただいて、企業の魅力を企業側からアピールしていただくという事業であります。

すみません、具体的な資料を今持ってきてないもんですから、いつからというのと、あと年何回行っているかちゅうのを正確な数字をお答えすることはできないんですが、1回、2回ということではなくて、複数回に分けて大体10か所ぐらいの企業を対象に、すみません記憶がちょっとあれなんですけど、毎年実施しているところでございます。

それと、去年からなんですけど、南薩振興局のほうですね、昨年度はコロナで実施されませんでしたけど、おとしから合同企業説明会というのも行ってございまして、これは南薩地域の市町村が集まって、南薩地域一帯の企業に1つの会場に集まっていたかきまして、そこでその地域の企業のいろいろな説明を聞いていただいて、南薩地区にはこういう企業があるというところを高校生の皆様に知っていただくというような取組も行っているところであります。

○13番（清水和弘） そういう話合いの状況の中でですよ、この高校生からの要望とか、そういうものは出ないもんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 高校側からの希望を取るんですけど、やはりこういった企業を見てみたいとかというようなことで、毎年、まず最初に御希望を聞いて、できるだけそういう希望に添うように、御指名と申しますか、お伝えいただいた企業と交渉をして、そこに訪問していただけるような取組を行っております。

希望というのがあるとなれば、そういった希望が寄せられているところだと考えております。

○6番（城森史明） 先ほど移住者を2人に設定しているということですが、それは全国からですか、関東圏とかそういう制約があるんですか。

○企画調整課長（田代勝義） 制約自体はありませんで、市外からの、または県外からの移住者ということになっております。

○6番（城森史明） 今度の広報で移住者に対する支援制度の記事があったんですが、Uターン者まで補助を広げるということでしたが、あれは東京圏からの移住になってますか。全国ですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、お尋ねの支援事業につきましては、転入前の居住地の制限はございません。

○6番（城森史明） 以前は東京、関東圏ということになっていましたか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、6番委員がおっしゃっている東京圏というのは、国庫補助事業を活用しての移住事業でございまして、そちらにつきましては従前地の居住地が東京圏という

条件なっております。

先にお尋ねのUターンまで事業を広げたという事業につきましては、移住者住宅確保支援事業で、枕崎市に転居なさって来た方の住宅取得とリフォーム等に要する経費に対する補助金、これを今まではIターンの方のみとさせていただいておりましたが、今年度からその対象範囲を広げさせていただきます。Uターンの方も対象に加えさせていただいているところであります。

○6番（城森史明） だからそういう意味では、いろんな意味で移住に関するそういう支援があるわけですから、その整合性がきちんと取れなければですね、相乗効果を生まないと思うんですよ。単独の補助だけではあれなので、それを全国各地からの転入者が対象ということで理解できました。

○4番（沖園強） 今までIターンであって、今回からUターンということなんですけれども、Uターンの方が1年以上たってから住宅取得すれば、それは対象外だというふうになっておったんですけど、その辺は見直さんかったんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今、お尋ねの住宅確保支援事業の要綱で定めさせていただいておりますのが、いわゆる新築住宅につきましては1年以内という条件はございません。この今回の補助金要綱に設定しておりません。

ただそのUターンの方につきましては、本市に今回転居をする前に3年以上本市に住所を有していないことというのを条件にさせていただいております。

○4番（沖園強） その3年以上というのは、どの時点でカウントするんですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 本市に転入をしてきた時点から3年以内に本市に以前住んでいなかったところを条件にさせていただいております。

○4番（沖園強） 例えば本市出身者が就職で市外、県外に出たと、ということは生まれてから例えば18歳までは本市に在住していますよね。その方は対象にならないということですか。

○企画調整課長（堂原耕一） 今回改正いたしました住宅確保支援事業で定義しておりますUターンの方というのは、枕崎市を一旦離れられて、3年以上その期間が経過をされている方をUターン者として定義をさせていただいているところであります。

ですので、18歳までいて、枕崎市を3年以上離れられてまた戻ってこられた方というのは、それが条件に合致するかと考えております。

○4番（沖園強） 予算書の29ページの南溟館費で単独事業工事請負費が計上されております。それと連動をするのかどうか分かりませんが、教えていただきたいと。9ページの国庫支出金の部分なんですけど、文化芸術創造拠点形成事業、国庫補助金が大体見合った額だけで減額されている。

それと、文化芸術振興費補助金が600万円増額補正されていると、その3点についての関連性があれば教えていただきたい。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 4番委員から御質疑のありましたアートミュージアム拠点（南溟館）推進事業について若干説明を加えさせていただきます。

この事業につきましては当初予算でも説明させていただきましたが、南溟館での特別企画展、九州初となります親愛なる友フィンセント動くゴッホ展の開催経費となります。

減額の理由といたしましては、まず企画業者、こちらとのですね、業務委託料の交渉で経費として、121万1,000円抑えることができまして、減額の補正をさせていただきます。

それと関連いたしまして、国庫関係の補助金をお願いしてこの事業は実施しております。その中で、まず文化芸術創造拠点形成事業、これにつきましては残念ながらですね、力及ばず不採択となってしまいました。この不採択をいただいたのが年度末の3月31日となっています。

職員にいろいろほかにチャレンジできる国庫補助事業はないのかということで探してですね、コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業というのが、文化庁の事業であるとい

うことで、これについて申請を出しました。

結果としましては、ここ最近、採択を受けまして600万円を受けることになりました。

若干ではございませんけれども、国庫のほうでは減額となりますけれども、そういった事業を今後も探しながら、そしてまた、歳入部分でございますので、入館者数、どうやって増やすのか、そういったところを工夫しながら、この事業を実施してまいりたいと思います。

○10番（下竹芳郎） 今、南溟館の入館者数を増やすと言ったんですが、5月に野見山先生の個展がありましたよね。その入館者数っていうのは、どんぐらいですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 10番委員から5月に開催されました「今、新しい風が吹く一野見山暁治展」これの入館者数ということでございますが、当初目標が2,000人でしたけれども、実績といたしまして902名の入館者数となりました。

目標としていました2,000人よりも大幅に減少ということになりましたけれども、会期中に枕崎市内で感染者が発生してから、それほどの伸びがなかったというところがありました。

でも、コロナ禍を乗り越えるために、どうすればいいのかということで職員といろいろ知恵を絞りながらですね、関係団体にダイレクトメールを送ってですね、入館者数を伸ばすように指示して、何とか後半ですね、最終日は多くの人に観覧いただいたところでありました。

○10番（下竹芳郎） そういうコロナの影響があればしょうがないんですが、今度、7月からゴッホ展がありますよね。

それは、どんぐらいの入館者数を予定しているんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 夏休み期間の動くゴッホ展、これは、フィンセント・ファン・ゴッホの絵をデジタルアートにする展覧会ということになります。

夏休み期間中ということで、大方2か月間ですかね、会期となります。

スポーツ・文化振興課の目標といたしましては4,000人としております。ただ、今の状況も踏まえて、どのように伸ばしていかないといけないのか、先ほど申しましたが国庫補助の補助金が減額されております。何とかそれをカバーする方向でできないかということで、目標以上を達成するのにどのようにしないといけないか、今後の広報活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○10番（下竹芳郎） 今、コロナで入館者数も見込めないこともあるんですが、有名作家の個展は人気がありますね。じゃんじゃん、その辺はまた開催をお願いします。

○4番（沖園強） 国庫補助の関係でもう一点お伺いしますけど、民生費の国庫補助金、8ページの歳入では示されておるんですけど、歳出で18ページでいきますと、小さな枠なんですけれど、この3万2,000円の交付金はどこに充ててあるのかな、それと、9ページの民生費県補助金、県支出金の部分で3万2,000円、これがどこに歳出では計上されているのかお示しをいただきたい。

○健康課長（西村祐一） 児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金3万2,000円につきましては、母子保健事業の利用者支援事業に充てる金額となります。

予算書19ページの保健衛生費、保健衛生総務費の役務費の9万6,000円に充てられることとなります。

○4番（沖園強） そうすると県支出金と国庫支出金の保健衛生総務費の6万4,000円のここのんですかね。

○健康課長（西村祐一） そのとおりでございます。

○4番（沖園強） 民生費から衛生費への流用みたいな形になっているんですけど、そこは支障ないんですか。

○財政課長（佐藤祐司） この歳入の子ども・子育て支援交付金については、福祉課の事業そして健康課の事業と多岐にわたっております。

まとめて福祉課のほうで申請をしていただいておりますので、一括して民生費補助金として受け入れて、そして充当のときに民生費と衛生費と振り分けて充当いたしております。支障はないと考えております。

○4番（沖園強） 財政法上は支障はないということで確認していいですか。はい。了解。

○7番（吉松幸夫） 12番の事業者応援資金支給事業の件について、ちょっとまたお尋ねいたします。

当初予算の第1回目が550事業者という対象だったんですけれども、550に対して何%が申込みできたんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 当初予算ではですね、1億0,450万円の実際の支給金ということで、550業者を見込んだところですよ。

全体的には、以前申し上げましたとおり千三百、四百あるんですが、556事業者を見込んで1億0,450万円計上したところですが、今回追加支給ということで、補正をお願いしました。

3,900万、対象としましては130件を見込んでおります。飲食業を考えておりますので、件数的には130件ということで、予算を積算し計上したところですよ。

○7番（吉松幸夫） いえいえ、違って550が対象になったという結果ですか。1,300に対しての……。

○水産商工課長（鮫島寿文） もう一回申し上げますが、令和3年度の当初のときはですね、全業種ということで、対象的には農業等も含めて千三百、四百あるんですけれども、その中で30%の売上げ減少ということでしたので、全てとせずに550事業者ぐらいを見込んだということですよ。最初ですね。

今回は、同じく30%の売上げ減少なんですけど、全業種ではなくて、飲食店向けに支給するというので、これまでもある程度令和2年度から飲食店の申請等がございましたので、積算といえますか予想されている事業者が分かりましたので、130ということで積上げをして、これに15万から65万ということで事業規模に応じた支給金を振り分けて積算したところですよ。

○7番（吉松幸夫） 1,300の事業者があるのは分かります。結果的に何%の事業者が受けられたのかっていうのを聞きたいんですよ。

対象になったのは何%が支給を受けたのかっていうことです。

○水産商工課長（鮫島寿文） 今どれくらい見込んで件数があったかということであればですね、550件ぐらい見込んでありましたが、一般質問でもお答えしましたとおり、三百数十件の申請が来て交付しているところがございます。

まだ5月末ということで、具体的な数値はまだ申し上げられませんが、550件を見込みましたが、358件と申し上げたところですよ。

○7番（吉松幸夫） ということは、300件ぐらいしか対象にならなかったというふうに判断してもいいんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） はい、約7割程度、30%以上の減少になったところは、要件としてですね。

令和3年度の支給につきましては、令和3年1月、2月どちらかいずれかの売上げの減少幅が30%以上ということで設定しましたので、そういった対象になった方が、550ぐらい見込みましたが三百五、六十になったということですよ。

○7番（吉松幸夫） 私も資料を見させてもらいましたけれども、かなりの項目の制約が結構あったようにうかがえます。

今回が130の事業所を対象として、3,900万ほどの資金を用意してもらっているようだけれども、前回の制約から今回の制約に変更はあるんでしょうか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 令和2年、去年の事業者応援資金ですね、1回目は15%以上と

ということで設定をさせていただきました、売上げ減少幅ですね。

令和3年、今、5月に申請を終わりましたが、そこにつきましては、30%以上ということでお願いをしました。

そして今回も追加補正でお願いしておりますのは、支給要件的には30%以上減少ということで、変わらないところです。ただし、売上げの対象月を本市で感染者が確認された5月ということで考えております。

令和3年5月の売上げが前年の令和2年5月、または令和2年5月もコロナの影響が出ておりましたので、前々年の令和元年5月と比べて30%以上減少している事業者ということであります。

変更点はほとんどないところです。30%以上売上げ減少ということであります。

**○7番（吉松幸夫）** その30%は理解できるんですけど、それ以外にいろんな制約があったようですよ。

ただそういう項目を見て、申請をしたけれども駄目だったとか、もう事前に、うちはそれに当てはまらないから申請をやめようといったところもあったんじゃないかなというふうに察するところがあるんですが、そういうことの変更をする用意はなかったんですか。

**○水産商工課長（鮫島寿文）** 委員がおっしゃるのはなりわいの関係かもしれませんが、やはり、事業をやっている方が、年金収入とか給与収入、そちらの収入が高い方は対象とはしておりません。そこは変更はないところであります。

やはり、事業収入が100万であって給与収入200万の方、そういった方は多数いらっしゃいますが、そういった方は申請時に要件から外れますので、そういったことで、今回も同じような取扱いとしたいと考えております。

**○6番（城森史明）** 私は財政課から提出されました令和3年度今後見込というのがあるんですが、庁舎整備基金が2年連続で積立予定なんですけど、これは何らかの事業目的があるんですか。

**○総務課長（本田親行）** 庁舎につきましては、耐震工事を行いまして使用期限を20年延ばしたところですが、今後の具体的な事業の計画というのは、現在のところございませんが、将来の建替えに備えて1億円ずつ昨年度から積み立てることとしたことによります。

庁舎建設基金、以前から持っておりましたけれども、計画どおりに積み立ててこられなかったということも踏まえて、昨年度から、毎年度1億円、積み立てているところでございます。

**○6番（城森史明）** そしたら20年後に建替えを考えているということですか。

**○総務課長（本田親行）** 使用可能期限を20年延ばしたということで、20年後になるかどうかというのは、はっきりと現段階ではしませんが当然基本計画とか今後立てていかないといけませんので、他市の状況を見ましても、建築年度の10年前ぐらいからはそういう基本計画等も設定しておりますので、今後、そういうことも検討していく考えでございます。

**○6番（城森史明）** 地域振興基金というのがあるんですが、毎年4,500万ほど積立てされてですね、その使用実績がないんですが、これはどういう目的の基金なのか、過去の実績がどういうものがあるのか教えてください。

**○企画調整課長（堂原耕一）** 実際の実績についてはちょっと手元に資料がないので、今お答えすることができないんですが、この積立ての財源といたしましては、メガソーラーのほうの設置企業の方からの寄附金を頂いております。

毎年4,500万円程度の寄附金を頂いております。その寄附金を財源として積立てを行っているところでございます。

**○6番（城森史明）** その寄附金は10年ぐらいでしたか、20年でしたか。いつまで寄附金をもらえるのか、それと、地域振興という名前が載っているのですよね、非常に幅広いものですよ地域振興というのは。具体的にどういう目的でこれは創設されたのか。

○企画調整課長（堂原耕一） まずその地域振興基金の使用目的でございますが、枕崎市地域振興基金条例に定めるところによりますと、地域の活性化及び住民福祉の向上を図るための目的としてその基金は積み立てるといふところで定めているところでございます。

寄附金がいままであるかということですが、平成45年、令和15年までこの寄附は頂くといいことで、そういう話になっているところでございます。

○6番（城森史明） その目的ですが、ほかの基金とすごく重複する部分が、例えばふるさと納税も地域振興に使えるわけですよ。

ですから、その辺のところは何か具体的に、それで実績も聞きたいんですけど、どういうことに使われたのかという実績。目的はわかりますよ、だけど、いろんな意味で重複する部分があるんで、何か具体的にやっぱり、せつかくもう2億になっているんですよ、2億ですかね、全体の基金が。ですから、その辺を有効に使っていかないと、ただ積み立てるだけじゃどうなのかなと思います。

○財政課長（佐藤祐司） 今、委員が言われるとおりのふるさと寄附金がない時代には、この地域振興基金の4,500万を寄附金で頂いて、その半分程度を当該年度取り崩して活用しておりました。

その活用の中身というのは、子ども医療費助成の助成の拡大であるとか、ワクチン接種を新たに創設した部分での一般財源部分であるとかということに活用しておりました。

それで、ふるさと応援基金が大きくなってきましたときから、もうふるさと応援基金のほうに一本化しようということで、地域振興基金の取崩しとしてはなくなっております。

といいますのは、地域振興基金の基金残高を確保しておきたいというのがございます。今、企画調整課長から説明がありましたとおりのメガソーラーの部分がある程度まで寄附金が入ってくるんですが、その後の活用等については、まだ全く計画が立っておりません。その後ですね、その期間が終わりました後ですね。

もともと、その運用益というか、寄附金を活用して積み立ててきた地域振興基金ですので、そのメガソーラー跡地の活用を考えますと、どうしても、この地域振興基金として、ある程度の基金残高は確保しておく必要があるだろうということで、地域振興基金のほうをある程度確保をして、現在、ふるさと応援基金のほうの活用にシフトをしてきているところでございます。

○6番（城森史明） そういうことで、分かりました。

それと、ふるさと応援基金なんですが、これも34億になるということですね、10年前を比較しますと、基金全体で20億もなかったわけですよ。それが今や58億という、もう夢みたいな金額になっているんですが、このふるさと応援基金も10億以上積み立てるのが2年続けてなんですかね。

そういう意味で、この辺の活用の仕方っていうのは、市内ではどういうふう議論されているんですか。私が思うのは、令和3年度から取崩し額をもっと増やしていいんじゃないのかなと思うわけですね。活用に向けて、積立額のベースが高くなっているわけですから、積立額よりも取崩し額が増えていってもいいんじゃないのかなと思うんですけど、その辺のところはどう思うんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） ふるさと応援寄附金については、昨年度、一昨年度、非常に多くの寄附金を頂いて、その財源を基にして、基金積立てを行って基金残高も増加してきております。

大体33億程度、昨年度で寄附を頂いておりますが、その30%は返礼品に活用して、また送料等で約10%、40%をその年度に活用して、大体60%をその年度に積立て、そして翌年度、それを活用した基金の取崩しを行うという形でこれまで来ております。

毎年度、毎年度30億を超える寄附金、収入があるという前提で、それを取り崩していくことがどうなのかというふうには考えているところですが、これについても、毎年度あるかどうかというのは入って見ないと分からない状況でございますので、その年度に取り崩すというよりも前

年度までの収入状況を勘案して、翌年度以降計画的に取り崩していくという形のほうがいいのではないかというふうに考えて、そのような取崩しの方法をしているところです。

取崩し額につきましては、10億を超える取崩しを計画しておりますが、その程度で推移していくのが、今後、持続可能性を探る意味では適当な額というところではないかなと考えております。

**○6番（城森史明）** その辺は一番難しいところなのかなと思いますが、基本は基金残高がどれぐらいある額が理想的なのかって、その辺から考えていけないと思うんですが、やはり、今の時点で、いろんな困っている、今まではできなかった事業がいっぱいあるわけですよ。

今の時代に使うべきで、将来に残す必要があるのかなと思うわけで、その辺のところはどう考えておられますか。

**○財政課長（佐藤祐司）** 公共団体のいろんな財政状況を表す指標で、健全化法の指標で将来負担比率という指標がございます。この将来負担比率という指標は、平成19年度に創設されて以来、枕崎市は19市の中で最も数値が大きい団体でありました。

これにつきましては、地方債残高の実質一般財源で見なければならぬ一般財源負担額が大きいというのがありますし、人件費部分の退職手当の負担見込額が大きいというのもある。そして、公営企業、病院と下水道を行っているということ、そして基金残高が乏しかったというのが最も大きな理由であったところです。

それは、財政の持続可能性のどの程度かという危機感もあったわけがございますけれど、このように、ふるさと寄附金をいろいろ活用していただける中で基金残高というのはある程度伸びてきておまして、将来負担比率につきましても、多分、2年度については30%程度まで落ちるところにはなるのではないかというふうに考えております。

そういうところでも、まだほかの市町村と比べると、また類似団体と比べると、比率的には大きいところでありますので、先ほど申しましたように、持続可能な財政運営というところを考えながら、現役世代のために使うというのもまた一つの考え方かもしれませんが、ずっと枕崎市というのは続くわけがございますので、将来の負担も考えながら、ある程度の基金残高も考慮しながら、計画的に活用していくという考え方でございます。

**○委員長（東君子）** ほかに質疑がある方はいらっしゃいますか。

[挙手する者あり]

**○委員長（東君子）** ここで1時間が経過いたしましたので、10分間休憩に入ります。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 再開

**○委員長（東君子）** 再開いたします。

**○13番（清水和弘）** 先ほど6番委員からの質疑がありましたけど、自治体の基金というのはですよ、このそれぞれの自治体によって異なると思うんですけど、この基金積立の定義とかというのはどのようになっとるんですかね、本市の場合。

**○財政課長（佐藤祐司）** 財政調整基金については、地方財政法に前年度の剰余金の2分の1部分を積み立てるか、繰上償還の財源に充てるというのが法律的に明記されております。

しかしながら、その他の特定目的基金については、それぞれの団体の判断かと思えます。

ですから、そこはふるさと応援寄附金を頂ければ、その60%部分は後年度に備えて積み立てるというのがありますし、先ほどの地域振興基金であれば、メガソーラーからの寄附部分を積み立てて、後年度に備えるという考え方はあります。

そして、減債基金については、今、過疎債のソフト分というものを活用しているんですが、ソフト分についても70%交付税措置がございます。

しかしながら、残りの30%は一般財源で今後、借金の償還をしていかなきゃならないという

ことで、借り入れた年度に30%部分を積み立てて、償還するときに、その取崩しをするという考え方で減債基金のほうは運用をしております。

その他の基金については財源があったときに積み立てて、後年度に活用するわけですがけれども、今回の2年度、3年度につきましても、今言った財政調整基金、減債基金、ふるさと応援基金を除きましては、活用は後年度ということで当該年度にはしていないところでございます。

○13番（清水和弘） 17ページなんですけど、ここにですね、この障害者福祉費のところですね、備品購入費として公用車が315万4,000円とありますけど、これについての説明をお願いします。

○福祉課長（山口英雄） 17ページの障害者福祉費の備品購入費でございますが、こちらにつきましては、福祉作業所の利用者の送迎用の車、ワンボックスカーでございますけれども、それを購入するための経費でございます。

○13番（清水和弘） レンタルにすることは考えなかったんですか。レンタルにした場合と、新車を購入する場合の差額というのは何か出ていますか。

○福祉課長（山口英雄） 通常、公用車を買う場合には、リース、レンタルか購入かっていうことも検討するわけですが、予算書の11ページを御覧いただきたいんですが、今回のこの福祉作業所の送迎用の車両購入につきましては、地域づくり助成事業（障害者福祉費）と書いてありますけど、310万円のコミュニティ助成事業の財源がございまして、これを活用したものでございまして、その対象がリースではなくて、必要な備品購入とかそういったものでございまして、この地域づくりコミュニティ助成事業を活用して購入するというにいたしましたものでございまして。

○13番（清水和弘） レンタルにした場合と新車購入の場合の経費というのか、年間経費は計算されとるのかですね。

○福祉課長（山口英雄） 今回の場合には、今申しましたとおり、車購入経費に対してこういった助成事業を活用できましたので、今回の車の購入に関してはレンタルと購入との比較といったことはしておりません。

○13番（清水和弘） 購入することによってですよ、いろんな車検とかもろもろの経費がその後かかってくると思うのでですね、レンタカーにした場合は、それはもうレンタカー会社がやると思いますから、購入後の経費、そういうものも考慮しながら運用していただきたいと思います。

次にですね、18ページなんですけど、子育て世帯生活支援特別給付金で国県を伴うもので、ふたり親世帯1,475万となっているんですけど、ひとり親世帯の給付金状況はどのようになるとるんですか。

○福祉課長（山口英雄） ひとり親世帯を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金でございますが、これにつきましては、さきの臨時会で専決の承認をいただいたところでございます。

この部分につきましては、児童扶養手当受給者世帯につきましては、申請不要でございましたので、既に5月11日には支給してございます。支給対象児童数が317人でございます。

あと残りの部分につきましては、公的年金等受給者で令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人とか、それから新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変して収入が激減した方といった世帯につきましては、申請が必要な部分でございまして、個々の方々については、令和4年2月末までに申請をしていただくというふうになっております。

○13番（清水和弘） 次にですね、21ページなんですけど。

有害鳥獣遠隔ICT捕獲器等補助事業に65万8,000円とありますけど、この内容とですね、今までのやり方に比べてどのような効果が発生するのかですね。

○農政課長（原田博明） 有害鳥獣遠隔ICT捕獲器等補助事業につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業で対応する事業です。

近年、野生鳥獣の増加によりまして、農作物被害が深刻化、広域化しています。特にイノシシ、アナグマによる被害が多くて、耕作放棄地につながるなど大きな問題となっています。

このため、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図りながら、有害鳥獣捕獲活動器具、設備の設置に必要な経費の一部を支援する事業として取り組むものです。

この事業につきましては、令和2年度も実施した事業です。ICTの捕獲器の活用で捕獲作業の効率化と捕獲数の増につながるということで、昨年実施しましたが、猟友会の会員から今回もこの事業に取り組んでいただきたいという要望も多かったことから、箱わなの導入と、捕獲作業について大人数、また、グループでの作業にならないようにICT捕獲器の導入をすることで、密にならない対応ということで実施する事業です。

効果としましては、昨年導入しまして、現在、このICTを活用して猟友会の方々が捕獲に取り組んでいただいています。わなを山の中に設置しているというような状況もありますので、そこまで行かずに近くの1キロ、2キロ手前で捕獲されている、されていないということが分かるということで、労力の軽減等にもつながっているということで好評であります。

そういったことで、昨年取り組んでいなかった猟友会の会員の方も希望が多くて、今回実施するということです。

**○13番（清水和弘）** 現在ですよ、ICT捕獲器なるものを設置している箇所、また今後設置する箇所はどのように考えとるんですか。

**○農政課長（原田博明）** このICTの捕獲器につきましては、猟友会の方々が活用されているということで、それぞれ有害鳥獣の出没する場所に、会員の方々が設置するということが、猟友会の方々の作業ということになります。

**○13番（清水和弘）** ということは、現在設置している捕獲器の数とかは把握をしていないの。

**○農政課長（原田博明）** 昨年実施しました内容といたしまして、12名の方がこの受信機並びに発信機付きの器具を導入しています。既に独自で持っていた方もいらっしゃる会員もいますが、少なくとも12名の猟友会員が新たにこのICT捕獲器を使って捕獲作業しているということです。

**○9番（立石幸徳）** 予算書19ページですけどね、これも初日本会議にちょっとは教えていただいたんですが、いわゆるこの予防接種の健康被害調査委員会に関することですね。

本会議では、本市にある条例ができていた予防接種健康被害調査委員会においては、いわゆる予防接種、今後の場合はコロナワクチン接種と健康被害の因果関係をですね、この委員会で決定するんじゃないんだと。県に上げて、国って言うていましたけど、私もその後ちょっと調べてみましたら、厚労省の障害認定審査会、ここで因果関係は最終的に決定をするみたいですね。

そこで聞きたいのは、ワクチン接種を受けて、どうも自分は副反応あるいはその障害が出てきたんじゃないかっていうその申請なり、そういった申出をどういうふうにしていくのかっていうのが、その接種を受ける市民の方々、12歳以上になるんでしょうか、そういう方はやっぱり知らしめておかないと、ただ困った困ったとか、大変なことになった、でおかしくなるとよくないんですが、この周知方ちゅうか市民がそういう副反応、健康被害をまず市町村窓口で申請をする方法等については、どのようになっているんですか。

**○健康課長（西村祐一）** 申請に必要な手順につきましては、こういった申請の窓口は住民票がある市町村ということになっているんですが、接種券と同封したチラシの中に、新型コロナワクチン予防接種についての説明書、こちらはファイザー社のほうが作成した資料になるんですけども同封してありまして、住民票がある市町村に御相談くださいというような形で周知はしてあります。

それと、市のホームページのほうにも、こちら初日本会議のほうでも若干、お答えしたかと思うんですが、国の厚生労働省のほうのホームページにも、こういった救済制度について書かれて

いるページがありますので、そちらのほうにもリンク貼付けをしていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） それから、この委員会ですね、調査委員会、委員を10名以内で構成すると。委員の任期は2年という形で条例上はなっているんですね。

今度、報酬を計上しているこの被害調査委員会、これはもう委員会自体は常設といいましょうか、いつでも対応できるようにずっと本市ではこの委員会は設置されているというふうに理解すればいいんですか。

○健康課長（西村祐一） こちらの予防接種健康被害調査委員会の委員につきましては、現在任命はしておりません。常設してはおりません。

○9番（立石幸徳） そうしますと、その委員の任期は2年というのは、どういう形でカウントしたいと思いますかね。

○健康課長（西村祐一） 今回のコロナワクチン接種に当たりまして、そういった事例が発生した段階で任命は行っていきたいと考えております。

○9番（立石幸徳） 今現在ですよ、もうワクチン接種が始まっているんですけど、本市にはそういった健康被害等の申出といいましょうか、上がってきているんですかね。

○健康課長（西村祐一） 現時点では、そういった健康被害についての申出は上がってきておりません。

○9番（立石幸徳） この健康被害の公表といいましょうかね、これは国のほうでは厚労省のほうでは公表するという事になっているんですね。

実際、私も初日にもちょっと紹介しましたように、これ2週間に1回公表するらしいですが、最新のというか5月26日時点で、日本全国では、ワクチン接種をして、その後亡くなったという、死亡した方が85名、それから厚労省のホームページを見れば詳しく書いてありますよ。

そこを、さっき言った障害認定審査会でワクチンとの因果関係をずっと調査するんでしょうけれども、聞きたいのはその厚労省が発表しているのは、どこどこの、あるいは何県の、とかそういうのも全然、一切書いてありません。

ただ、その公表をするというのは、今、厚労省が出しているこういう形でずっと公表がなされていくと、こういうふうに考えればいいんですかね。

○健康課長（西村祐一） 市のほうでは、予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を県に進達を行いまして、県のほうが厚労省へ進達し、その後、疾病・障害認定審査会に諮問を行うわけですが、市のほうでどういったことをするかと申しますと、予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料を正確に早く収集し、そういった内容のものにつきまして、県を通じて、国、厚生労働省のほうに進達するという事になります。

公表につきましては、疾病・障害認定審査会のほうで審査されました内容についての公表になると考えておりますので、9番委員のおっしゃった形になるかと思えます。

○9番（立石幸徳） 別な件ですね、水産の関係なんですけど、予算書の22ページですかね。

少額というか、金額は非常に少ないんですけど1万3,000円燃料費っていう説明書きで減額が出ているんですけど、これは何の燃料費を1万3,000円減額したんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 水産多面的機能発揮対策推進事業で、割当て内示の減額に伴う燃料費の減額補正であります。

水産多面的機能発揮対策推進事業の内示減額による燃料費の減額としたところですよ。

○9番（立石幸徳） ちょっとよく分からなかったんですけど、水産多面的ちゅうと今の枕崎漁港をいろいろと水産というふうに限らずに、いろいろな多面的な活用をするための事業があるということですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 従来から課題となっております沿岸付近の藻場造成ですとか、オニヒトデの駆除ですとか、そういった海洋資源の回復に対応する事業でございます。沿岸の藻場

の造成であったり、藻場の回復、そういったものを対応する事業でございます。

○9番（立石幸徳） 一般質問でも6番委員からいろいろ出されたフェリーみしまの関連で、今、枕崎漁港に設置されている全漁連の燃料タンクといいたまいますか、油タンクが遅くとも9月までには撤去されると。特に水産関係の市民からですね、もう数十年もあそこに油タンクという形で設置されていて、それを撤収、撤去した場合のその跡地といいたまいますか、その土壌汚染の審査はやっていただけるのだろうかという声が上がってきているんですけど、これはどういうふうに担当課のほうでは確認しているんですかね。

○水産商工課長（鮫島寿文） 一般質問でもありましてお答えしたところですが、借主は全漁連、そして貸主は鹿児島県ということでございますが、貸主、借主のほうで9月までにタンクほか附帯施設、建物全て除却ということで聞いております。

原状復帰ということですが、それにつきましては、今委員がおっしゃるような土壌の汚染とかそういうことがないようにですね、関係法令に基づいて適切に処理し、原状復帰されると思っております。

今、懸念があるような重油タンクの大きなタンク施設でありますので、そういったものにつきましても、全漁連が発注した除却を請け負う業者によって適切に処理されるものと伺っております。

○9番（立石幸徳） 住民にも、あるいは特に水産関連の漁民の皆さんにも、ちゃんと後々心配ないように、汚染とかそういうのもなかったというようなことが、結果が出たらですね、ぜひお知らせをして、またその方々が安心して漁業ができるように、その件は要望しておきます。

また、22ページの水産加工業環境施設整備促進事業ですね、これはどういったことをされるんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） お尋ねの事業につきましては、下水道区域の中にありますかつおぶし加工場の下水道の接続に対する補助になります。グリストラップ等の設置を行うものでありまして、事業費の20分の3を補助するものであります。

○9番（立石幸徳） 私も一般質問でHACCPの関連を質問はもう保留したんですが、かつおぶし関係は本当、今言った下水道も含めて、本当に6月、今月1日からですね、これまでの製造形態が大きくとは言いませんけど、もうほとんど作業自体も室内の中できちっと衛生管理ができるような状況が外から見てもですね、実際、仕事をしているのだろうかというぐらい、分からないような感じで、室内で衛生管理がどんどん行き届いていっているみたいなんですね。

今度の6月1日からのHACCP義務化は、50人以下の従業員数のところは、それぞれの業界がそのマニュアルをつくるということで、かつおぶし製造業者についても日本鯉節協会と全国生団連の協会が厚労省のホームページにまでですね、本年2月末に載せている。そういう中で、あと衛生管理が本当にどういう形でしっかりなされているかどうか、どういうふうにしてチェックをしていくんですかね。最後にそれを聞いておきます。

○水産商工課長（鮫島寿文） 9番委員がおっしゃいましたとおりかつおぶし製造業等につきましては、日本鯉節協会と全国鯉節類生産者団体連合会のほうでHACCPの7原則及び12の手順について、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の手引書というものが作成されております。

これを基にですね、各かつおぶし工場の方は取組を進めていくということになりますが、具体的に申し上げますと、原材料の入荷から製品の製造、出荷に至るまでの全過程で一連の運用の中で、ハザードですね、食中毒汚染、それと異物混入等の食品危害を及ぼす可能性につきまして、工程ごとに区分けをして、それに応じた衛生管理を明確に実施、記録する作業が必要になります。

具体的には、先ほど9番委員がおっしゃいました小規模な節類製造事業者向けの手引書、この業種別手引書に沿ってですね、各事業者の皆さんは進めていくこととなります。

具体的には、令和3年6月1日、今年の6月1日から新しい食品衛生法の営業許可制度になるわけですが、3年間の猶予期間が設けられております。その中で令和6年5月30日までですね、これまで営業許可というものはなく届出だったんですが、これが許可制度になりますので、3年の間に許可を取得すると、そうしたときに協会が作った手引書に基づいた計画書を出して許可をいただいていく順になるわけですが、許可を保健所並びに県の食品衛生課のほうに確認しましたら、申請があった段階です、現地調査をされてしっかりと委員がおっしゃったような密閉型の工場であるとか、異物混入等の防止対策が講じられているかを見てですね、許可がなされるものと思っております。

日々のそういった記録をする作業が出てきて、そこをしっかりと行っていくことが、HACCPに沿った衛生管理ということで実施されていくものと考えております。

○9番（立石幸徳） 同じ水産商工関係で私、資料要求もしていたんですけども、このEC活用、地場センターでやるみたいですが、これはもう資料を頂きましたので、資料を読んでおおよそのことが理解できたつもりですので、事業が今後展開していく中でまたお尋ねをさせていただきます。

もう一点だけ、これ私、最後にこの予算書というよりも本定例会に出された議案、報告事項の中で繰越部分の事業がずっと昨年の補正第10号から13号補正、14号補正までの分が報告事項で出ているんですけどね、その中で1つだけですね、ちょっとこう分かんのが土木費、補正、昨年のですよ、令和2年度の第13号で土木の都市計画費、立神通線440万のこれを繰越しているんですが、翌年度の繰越額がゼロになっているんですね。翌年度、本年度3年度、これはゼロを繰り越すという事業ちゅうのはどういうふうに考えればいいんですかね。

○財政課長（佐藤祐司） この繰越明許費、繰越計算書についてですので私のほうで答弁させていただきますと思いますが、この繰越計算書というのはここに書いてございますとおり、第10号、第13号、第14号の補正予算で議決をいただいた限度額のうち翌年度に幾ら繰り越したかというのを示す書類でございます。

ですから、この表の款と項と事業名と金額というところまでは議決をいただいた金額を表しておりますので議決額そのものが出てくると、それが翌年度にどう繰り越したかと表すのがこの書類ですので、立神通線については繰越しを予定したんだけど、年度内に執行が全てできて繰り越しませんでしたというその結果をこの繰越計算書で表しているということでございます。

○9番（立石幸徳） そうすると結果的にこれはもう繰越しではなくて、年度内に事業が完了したと、こういうふうに考えればいいんですかね。

○建設課長（松田誠） 当初この路線につきましてはブラジル在住の地権者がいまして、遠方ということでこの名義変更が結構な期間がかかるということで出していました。ところが、スムーズに名義変更がいきまして、工事もできたことから今回は出していないということです。

○4番（沖園強） 予算書の21ページお願いします。

農業費の目、農地費で国土基本図作成業務、県支出金なんですけど、全額を減額補正されているということなんですけど、9ページを見ましても県の支出金、補助金が同額500万減額されているんですけど、これらの当初予算は1,760万の予算だったんですよね。

そうするとこれ、当初予算のあらましではふるさと応援基金活用事業と、こういうふうになっているんですけど、今度は11ページのふるさと応援基金繰入金の減額補正がなされていないと、ということはこの事業は県の補助金が採択されずにまだその基金の部分では事業は継続するというふうに理解していいのかどうか、どうなんですか。

○農政課参事（小湊哲郎） 委員のお尋ねにつきましては、当初予算で国土基本図作成について1,760万円計上しておりました。その一部の500万円について、県が負担するというものでした。残りの1,260万円を市で予算措置しておりましたが、事業の実施に当たり、県の500万円につい

ては、県において事業発注を行うとのことでありましたので、国土基本図については県が作成する分と市が作成する分があるということで、県補助金の歳入歳出500万円について減額しているものです。

○4番（沖園強） 県の部分と市の部分と基本図作成については、全体的な基本図はどこが作るんですか、そうすると。

○農政課参事（小湊哲郎） 県と市で国土基本図、5,000分の1の地形図を作るということです。

○4番（沖園強） そうすると、財源そのものを県と市で分担しあったというふうに見て、県の支出金が市のやる部分には補助はないということなんですかね。

○農政課参事（小湊哲郎） そのとおりです。

○3番（上迫正幸） 予算書の21ページ、花いっぱい応援事業について伺います。去年から引き続きの事業だと思うんですが、説明をお願いいたします。

○農政課長（原田博明） この事業につきましても、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業で実施する事業です。

新型コロナウイルス感染症のために、イベントの減少、冠婚葬祭の中止、延期、縮小化などによって、売上げの減少が起きたため、花卉生産者及び市内の生花店を支援する事業です。委員が申しあげましたとおり、令和2年度にも実施した事業です。

本年の1月、また5月に再度、緊急事態宣言が発出されて、引き続きイベントの自粛や冠婚葬祭の縮小など切り花の需要の低下、また生花店の売上減少が見られているため、今回また花卉生産者及び生花店の支援並びに学校や公共施設に展示することによって、市民、来客者の心のゆとりと和ますことを目的に実施するものです。去年は171か所の公共施設並びに民間のホテル等に展示したところでした。

去年は1か所で5,000円の花を展示したということでございますが、今回展示する花もですねちょっと多めにするというので、1か所1万円の花を展示するというのと延べ200か所の公共施設等で展示する予定でございます。

○3番（上迫正幸） 去年は171か所の公共の場所で飾ったということで、何か市民のほうからそれに対しての感想とかそういうのは来てないんでしょうか。

○農政課長（原田博明） 公共施設と小中学校で展示しております。特に学校関係者から、きれいな花が展示されているということで好評であったと伺っております。また、市内のお魚センターなどの観光施設につきましても展示していますので、来客者から好評だったということをお伺いしているところです。

○3番（上迫正幸） 学校の子供たちの感想とかそういうのはなかったんですかね。

○教育長（丸山屋敏） 各学校ではですね、玄関のところに飾ってあったり、あるいは卒業式等ではですね、またその花を演壇に飾るということで、私のところにはですね、直接校長から大変ありがたい事業だったというお話は聞いています。

なお、子供たちからの感想というのは私は直接は聞いておりませんが、農政課のほうに行ったのではないかと思うんですが、そこは私は把握しておりません。

○3番（上迫正幸） さっき課長から説明があったんですが、葬儀等が大分縮小されて花農家に伺うと大変助かったという感想を私もいただきました。来年以降もやるような計画はないんでしょうか。

○農政課長（原田博明） 今年につきましては今議会で補正予算が議決された時点で、7月から来年の3月まで展示する予定でいます。来年度の事業の実施につきましては、今後検討していくということになるかと思えます。

○5番（禰占通男） 19ページの予防費と末尾の5番のコロナウイルスワクチンの接種の予約についてちょっと確認がてらお願いしますけど、2回目の予約が開始されて、私も高齢者の方々

がいろいろアクセスが難しいということだったんだけど、4回線から6回線に増やしたと言ったけど、6回線の中で電話のアクセス数、それとですよ、それで予約が取れた方の数、そしてインターネットで予約して取れた方の数というのはどうなっているんですか。

○健康課長（西村祐一） 5番委員からありました電話予約につきましては、当初は6回線に増設ということだったんですが、最終的には10回線まで増やしております。

アクセス数につきましては、その施設の設備によって把握はできるんですけども健康センターのコールセンターはそういった設備がなかったものですから、どれだけアクセスがあったかはちょっと把握しておりません。

6月10日時点でインターネットの申込みの数が2,941件、電話での申込みが1,563件となっております。

引き続きコールセンターのほうでは受付をしておりますが、大体今のところ二十数件の申込みが毎日あるような状況でございます。

○5番（禰占通男） そのインターネットはすぐアクセスできて、予約は出来ているんですけど、電話での予約ですよ。その6回線に対して何回アクセスがあったということはその電話会社に聞けば分かるんじゃないですか。新聞等でもすぐぱっとその日に出ていますよ、何回アクセス、何百件、何億件というのが。どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回6月1日から予約受付を開始したんですが、回線の増設に伴いましてそのときに通信事業者の方もいらっしゃったので、アクセスした件数とか分からないのかわちょっと私も気になったので尋ねたんですが、アクセス数は施設の設備で管理しているので、コールセンター設備は対応していないためアクセス数は分かりませんということでお話を伺っております。

○5番（禰占通男） 今、政府のほうも64歳以下、結局、先ほどもちらっと出ていました12歳以上とか、そういう話も出ていますけど、そうした場合うちの人口でいったらその対応ってというのはできるんですかね。

まあ段階的に年齢の層で区切るのかっち、鹿児島市も今やって、夕べあたりのテレビでもこう出ていたんですけど、うちはどうするとか、そこら辺は考えているんですか。

○健康課長（西村祐一） 64歳以下の方の予約申込みにつきましては、年代ごとに接種券を送付いたしまして受付をしていこうと考えております。

医師会のほうで予約枠を設定していただきまして、それぞれまず年代別に64から60歳に送付してですね、枠の残りを見ながら、段階的に年代を繰り下げていきたいと考えております。

○5番（禰占通男） まあ実際、私の知り合いが、アクセスが悪かったのかどうか知らんけど、朝9時から始まって、昼過ぎ、まだできない、これが64歳以下になると仕事していますよ、ほとんどね。65歳以上だから自宅にいるわけ、できるわけですから、そういった場合、何かその接種券の予約ちゅうことで、発送する前、何か手を打ったほうがいいんじゃないですか。

もう半強制的に医療機関と接種時間なりを指定するとか、そして南日本新聞には市立病院を集団接種場所にといいことも、何行か、四、五行で書いてありますけれど、ずっとそれ、毎日の新聞にも載ってきていますけど、どうなんですか。

○健康課長（西村祐一） 今回の新型コロナワクチン接種につきましては、あくまで任意でありますので、そういった医療機関と協同して強制的にということとは考えておりません。

それと、新聞で報道されています集団接種につきましては7月10日と31日の日に、予約困難者とか、そういった方を、最終的に接種を希望する方が7月中に終わられる形で集団接種を行いたいと考えているところです。

○5番（禰占通男） 人間の心理っていつてですよ、まあ何かをする、何かをしてもらいたいつてすぐアクセスとかいつて、そういうのがぱっとつながればいいんだけど、なかった場合のこの

危機意識ちゅうのはもうあれ、ストレスになりますよ。接種が任意どうのこうの、だから今さっきも、接種券に任意であれば私はしませんという返送するとか、何か方法もあるんじゃないんですか。任意だからって、今、日本全国で騒いで、自衛隊まで乗り出して、そして今、大阪の私の親類からはぱっとできたよと、ほかの会場はがらがらだったと、ていうことはあれも大阪、東京もインターネット予約ですよ。

そしたら、インターネット予約ができない人はやっぱり接種会場にも予約取れんわけですよ、やはり時代のいい機器は便利だけど、それを利用できるか、できないかって物すごく差がありますよ。どっかの自治体では役所職員がパソコンの前に座って代理で申請している、テレビで報道がありましたよ。やはりですね、そのぐらいは私は本市の職員の方も何かこう一時的でもいいから何か助成したらいいんじゃないんですか、どうなんですか。その3回目以降になるのか、今度は、予約というの、それに対して。

○健康課長（西村祐一） 今回、64歳以下につきましては枠の空き状況を見ながら接種券を送付するという事でコントロールをしていきたいと考えております。ただ、今度は64歳以下の方につきましては、ある程度インターネットでの予約になるのではないかと、現状では見込んでいるところでございます。

○5番（禰占通男） まあ市民が安心して接種をする、希望の方は予約なり接種ができることを本当に望んでいます。

あと一つ、末尾のこの資料のところの地域振興推進事業のスポーツ交流拠点整備事業で3,800万円あるんですけど、これは内容はどうなるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） この事業につきましては、昨年度に引き続きましてお願いする事業でありまして、県の地域振興推進事業に当たります。内容といたしましては、市営球場一帯の施設整備事業になります。

その詳細につきましては、まず外野防球ネットの整備、そしてバックスクリーンの更新、ステージの整備といったところになります。

○5番（禰占通男） もう今は、それはほとんど終わっているんじゃないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 年次的に整備しておりまして、前年度に引き続き今年度は残った部分について実施するという事でございます。

○10番（下竹芳郎） さっきステージの整備って言ったんですが、何のステージでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 外野にですね、一部ステージの設置を考えております。これはベースボールパークっていう構想の中で、野球場としての機能も含めて、いろいろなですね、多角的に野球場が使えないかというところで外野にステージを設置するという事でございます。

○10番（下竹芳郎） 外野に、外野席ですか、外野にステージ、ちょっと教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） バックスクリーンを若干後ろに後退させまして、その前にステージを設置する。そういう計画でございます。

○2番（眞茅弘美） 説明資料の2番の(5)の消防庁舎等の感染予防対策事業ですけれども臨時交付金と一般財源ということでちょっと金額が大きいようですので、ちょっと詳しく整備の内容をお聞かせください。

○消防長（田中幸喜） 消防庁舎等の感染予防対策事業についての内容というお尋ねですが、消防署におきましては、2部体制の隔日勤務体制で消防業務に従事しておりまして24時間内での勤務及び待機により火災及び救急業務に対応しております。

事業の概要につきましては、現在の消防署仮眠室においては76平米程度、23坪程度なんですけど、その居室内において通常時は10名程度が仮眠していることから、感染症等の感染予防対策やプライバシーの確保が十分なされていない現状であります。

このため当該居室内に個室区画、いわゆる専用スペースを整備し、併せて換気等を目的とした空調設備を整備するもので、これにより隊員の感染防止の徹底を図ることとしております。また、救急車帰隊後において応急処置等に使用いたしました感染等が疑われる毛布、感染防止マスク、手袋などの医療産業廃棄物の保管を目的とする専用倉庫の整備と併せて、使用した緊急資機材等の消毒、洗浄、乾燥を目的とした専用倉庫を整備するものであります。このほか、水回りの感染防止として、庁舎内の水道蛇口をレバーハンドル式への交換やトイレの改修などの整備を行うものであります。

なお、仮眠室改修、保管庫の設置工事につきましては2,992万円、空調設備設置工事につきましては274万4,000円、水洗金具改修工事等につきましては187万円で、総事業費3,453万4,000円をお願いするものでございます。

○2番（眞茅弘美） 女性隊員もいらっしゃって、女性用の個室もあると思いますけれども、こちらの空調設備のほうは整っているのでしょうか。

○消防長（田中幸喜） 女性消防隊員2名おりますが、その専用個室の方も整備済みで空調設備、トイレ、それから浴室等も整備済みであり、専用個室化しているところでございます。

○2番（眞茅弘美） 続きまして予算書の12ページ、教育債のところですね、中学校債が210万減額されておりますけれども、こちらの理由をお聞かせください。

○財政課長（佐藤祐司） 補助事業におきまして今回補助金の増額がございました。補助金の増額があった関係でその分地方債が減額になっているというところでございます。

○4番（沖園強） せっかくですから資料のEC販売促進事業で若干教えていただきたいんですけど、これ7月から来年3月、年度内の事業になっているみたいですけど、常設なんですかね、どんな感じで対応していくんですか。（「最後の部分が聞こえなかったです」と言う者あり）地場産業センター内に開設するわけでしょ、それを常設ちゅうか月曜日から金曜日までとか、どんな形で運営していくんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 資料を提出してございますが、まず事業内容としまして(1)でEC活用支援ということでありますが、実際には今、地場産業振興センターの独自のホームページはございますが、そこをリニューアルしまして、そして大手ショッピングモール等への出店をする、その中で市内の取扱事業者が多分30ほどありますが、その事業者の皆さん、また新たに取引をされたいという事業者の皆さんのですね、そういった商品等をウェブ上で、インターネット上で何ページかにページ化いたしまして紹介していくと。

そうした中で、やはりそれを作っただけでは売れませんので、それをいろんな形でレビューに対しての更新であったり、問合せであったり、そういったものをしっかりとしながら、そして(2)でありますとお併せて特産品のそういった開発に関しての品質管理業務とかですね、食品が多ございますので先ほどもHACCPのほうとかありましたが、衛生管理とか食品の表示ですね、そうしたものについてのやはりノウハウが小規模な事業者がなかなか難しいという声もありましたので、それらを含めて品質管理業務支援であったり、商品化ということでパッケージ、ラベルとか、そういったものも含めてですね、販売促進するに当たってプロモートを強化していくという考えでございます。

そういった事業をする中でどうしても1階の事務所があるんですが、やはり手狭でありますので2階の以前、喫茶店が入っていた部分をオープンスペースとして活用するという事で、一角をECサイト関係の事務所といいますか、そちらにカスタマイズといいますか改築をしまして、そして残りを事業者の皆さんが集って商談なりいろんな話ができるようにですね、施設の的にも充実をして、そして併せて今Wi-Fi環境が整っておりませんので、それらも含めてですね、地場センターのほうで市内の事業者の方をサポートしていこうと、そういった形で進めていくわけですが、期間的にもこの議会で補正予算が可決されましたら、そういった形ですぐ詳細

な詰めをしてですね、物を買っていきたくいと。

そしてまた、併せて商談プレゼンとかありますが、今博多大丸と、ここ一、二年、コロナ禍ではありますが、連携した取組をしておりますので、そこへもですね、商品をアナログといいますか、対面的な接触を持った販売方法も重ねてやっていると、今どうしても売店等がありますが、各県内への物産会場にも物産販売所にも品物を卸しておりますが、やはり売上げが落ちておりますので、対面的な販売のほうと今回提案するのはエレクトロニックコマースということで、ECサイトでの商品の販売を行って売上げのほうを伸ばしていきたいと。

御承知のとおり、巣籠もり需要で、大手のショッピングサイトのほうで住民の方、国民の方が商品を購入されるというのが、そういった消費行動の変容がございますので、それに対応するための施策として、小規模事業者を支援する観点から地場産業振興センターへの事業の補助ということで考えているところです。

○4番（沖園強） いや、常設かどうかちゅうのはどうなんですか。

それと、ほかの参画主体、事業者への案内ちゅうか、そういうのはどうなんですか。

○水産商工課長（鮫島寿文） 先ほども言いましたとおり、場所がまだがらんとしたスペースのままでするので、そこをしっかりと整備をして、並行してですね、インターネット上のホームページ改修は進めていって、並行して事業者の皆さんにも案内はしていこうかと思えます。

それぞれのかつおぶし業者も独自のホームページでされているんですが、それらをですね、また再度どうしても、失礼な言い方ですけど、自分たちで撮った写真とかですね、商品の画像ではなかなか見栄えしないものもございますので、プロの方をお願いをしてしっかりと商品をアピールできるように枕崎のブランドとして水産加工品、また農業関係でもいろんな加工品を作られてる方もいらっしゃいますので、そういった方にもお話がきているところにはですね、並行して進めていこうかなと、ハード的な部分の整備がどうしても遅れると思っておりますので、その辺の事前の周知はですね、振興センターのほうでしっかりと話をされていかれると思っております。

○4番（沖園強） だから、いろんな事業者への案内とか啓発はどうするんですかちゅうこと。

○水産商工課長（鮫島寿文） 地場産業振興センターのほうで、今ある事業者のほうにも周知をしますし、ホームページ上でもですね、こういった事業、地場産業振興センターが行うということで広く呼びかけをしていきたいと思っております。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号は、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（東君子） 異議もありませんので、議案第32号は、原案のとおり可決すべきものとするに決定いたしました。

ここで執行部入替えのため暫時休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午前11時57分 再開

### △議案第33号 令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（東君子） 再開いたします。

次に、議案第33号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局に説明を求めます。

○福祉課長（山口英雄） 議案第33号令和3年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案末尾の説明資料を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ48万9,000円を追加し、予算総額を28億1,096万2,000円にしようとするもので、当初予算額より約0.0%の伸びとなります。

補正予算の内容は、認定調査等費及び高額医療合算介護サービス費の増額と地域密着型介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、繰入金48万9,000円の増で措置いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○委員長（東君子） それでは審査をお願いいたします。

○13番（清水和弘） 説明資料のところですよ、この地域密着型介護サービス給付費が200万円減額になっているんですけど、これはどういうことですか。

○福祉課長（山口英雄） 今回の補正の主な理由といたしましては、高額医療合算介護サービス費が当初見込んでいた額よりも200万円程度不足が生じるということが判明いたしまして、この高額医療合算介護サービス費200万円を増額する、それに伴いまして、地域密着型介護サービス給付費を減額させていただくということでございます。

○13番（清水和弘） この3番目の高額医療合算介護サービス費、この200万と一緒にこれは関係はないんでしょう。

○福祉課長（山口英雄） 今申し上げましたように、高額医療合算介護サービス費につきましてはですね、まず制度から申し上げますと、介護保険の被保険者が医療保険と介護保険における自己負担があった場合に、その1年間の自己負担額が高額になったときに、その一定限度額を超えた部分を高額医療合算介護サービス費として給付するというような制度でございます。

今回、国保連合会のほうから高額医療合算介護サービス費の令和3年度における見込額が示されましたが、その結果、当初予算で措置していた額よりも200万円程度増加したということでございまして、高額医療合算介護サービス費の増額補正の必要が生じた。その財源といたしまして、地域密着型サービス給付費につきましては、今、事業が始まってからまだ2か月程度でございすけれども、利用としては、当初の見込みよりも今のところ若干低い状況でございすので、こちらの200万円を減額させていただいて調整をしたということでございます。

○13番（清水和弘） そしたら、この利用者に対しては、この影響というのは。

○福祉課長（山口英雄） 利用者に対する影響というのはどういった趣旨でしょうか。

○13番（清水和弘） 合算して、この高額医療合算介護サービス費が200万増えとるんですけど、これは結局、利用者に対しては負担額が増えるんじゃないかと、プラスになっとるから。

○福祉課長（山口英雄） この高額医療合算介護サービス費につきましては、令和元年8月1日から令和2年7月31日までの期間、それが対象期間でございまして、その期間に医療保険と介護給付と両方受けた方で、負担が高額になっている方、その方々に対して高額医療合算介護サービス費を支給するというものでございます。

ですから、影響と申しますか、これは今言いましたように令和元年8月1日から令和2年7月31日に実際利用した方々の実績に対して支給するものでございすので、そういったことで御了承いただきたいと思ひます。

それから、地域密着型介護サービス給付費を減額しますけれども、これにつきましては、まだ今後給付費がどうなるかは分かりませんが、サービスの利用状況に応じて適宜補正とかはしていきたいと思ひますので、そういったことで御了解願ひます。

○9番（立石幸徳） もう正午もなりましたので1点だけ簡潔にですね。

いろいろな今説明を聞いて、その見込み違いが出てきた原因といたしまして、連合会が試算でこうやってやってくるんだちゅうけど、当然担当課のほうでは連合会に問合せをするのかしないのか分かりませんが、どこの見込みが食い違ってきたんですか。

○福祉課長（山口英雄） 当初予算を編成する段階では、高額医療合算介護サービス費等につきましては、それまでの実績を勘案して、予想を立てて編成をするわけですがけれども、国保連合会のほうから対象期間における実際の見込額の通知が3月末ぐらいに毎年来るものですから、毎年、大体それで差額が生じます。こちらの予算編成額と、それから実際の給付見込額とですね。

今回、当初予算で見込んでいた額よりも、給付すべき額が大きかったということで、こういった補正をさせていただいたということでございます。

○9番（立石幸徳） 連合会のほうに、こういう補正をすれば済むことかもしれないけど、当初でしっかりと見込みどおりの予算を立てたいので、報告が来るのをもうちょっと早くできんのかと、よそもやっぱり、本市に限らずですよ、こういう6月でその見込みとの違いを補正をするようになっているんですか。

○福祉課長（山口英雄） ほかの自治体の予算編成については、詳しく尋ねておりませんが、本市と同じような取組だというふうには思います。

と申しますのが、基本的に、先ほど申しましたとおり国保連合会から3月末ぐらいに見込額の通知が来ますけれども、各保険者に対してですね、その高額医療合算介護サービス費の受給対象者には、各保険者を通じて申請してくださいという通知がいきますので、予算がなければ、申請がたくさん一気に来たときに足りないということになりますので、そういったことで、各自治体とも今の時期に補正をしているんじゃないかと思えます。

それから、国保連合会にもう少し早い事務ができないかということについては、可能かどうか分かりませんが、一応、そういったことは要望してみたいとは思っています。

○5番（禰占通男） この高額医療の合算が増加したということなんだけど、これ、件数が増えたんですか、それとも1件当たりの単価が上がって不足ちゅうことになったんですか。

○福祉課長（山口英雄） 件数が当初の見込みよりも増えております。そういったことで、増額補正が必要となったということでございます。

○5番（禰占通男） 増になったけど、対象になる高額医療になる病名とか、何かその種類は。その高額医療の対象になる種類は。病名といえいいんですかね。治療の対象項目です。

○福祉課長（山口英雄） 高額医療合算介護サービス費の対象っていうのはですね、先ほども説明いたしましたけれども、被保険者が医療保険でも医療費の自己負担をしている、そして介護についてもサービスを受けて自己負担があると、その合算額が一定以上を超えた場合に高額医療介護合算サービス費として実質的に自己負担の払戻しみたいな形というふうになるわけです。

○委員長（東君子） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第33号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（東君子） 異議もありませんので、議案第33号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本日の審査の結果については、6月18日の本会議において報告することになりますので、御承知おき願います。

お諮りいたします。

委員長報告については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○委員長（東君子） 異議もありませんので、そのように決定いたしました。

なお、審査内容の詳細については後日配付されますので、委員長報告につきましては、申合せのとおり簡潔な内容にしたいと思いますので、御承知おき願います。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。

午後0時12分 閉会

枕崎市議会委員会条例第27条第1項の規定により、ここに記名押印する。

予算特別委員会委員長            東   君   子